

泉崎村農業委員会定例総会（7月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和8年7月15日（水）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（14名）

出席農業委員（8名）

1 番	箭内	一美	委員
2 番	佐川	ヒロ子	委員
3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員
5 番	穂積	正徳	委員
6 番	菊地	信治	委員
7 番	大野	厚海	委員
8 番	有賀	路夫	委員

推進委員（6名）

太田川	小針	喜美司	委員
踏 瀬	箭内	一二	委員
泉崎①	鈴木	勝美	委員
泉崎②	鈴木	正一	委員
泉崎③	中野目	英宏	委員
瀬知房	鈴木	勝	委員

3 本日の提出議案

報告第 2 号 農地法第3条の規定による許可処分取消願出書について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4 議事録署名人

1 番 箭内 一美 委員

2 番 佐川 ヒロ子 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 7 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

引退される方、本当にご苦労様でした。

今日最後になる方もいらっしゃると思いますが、案件の方よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「1 番 箭内一美委員」「2 番 佐川ヒロ子委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

質疑がないものと認め、報告のとおりといたします。

(会長)

続きまして、「議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より報告願います。

(事務局)

「議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 箭内 一二 委員より現地状況の意見を申し上げます。

(箭内一二委員)

以前出された地積が不正確であり、今回正しいものに確定されているものですから、2度目の現地確認となりました。

水田として現在利用しているものですから、以前と変わりなく問題ないと思われます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、箭内 一美 委員の意見を申し上げます。

(箭内一美委員)

所在地が滝原前山●から●、●に変わり、面積も変わりました。現地確認は前回と同じで境界もはっきりしていたので、問題ないと判断をしました。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」とする声あり）

（会長）

異議なしと認め、「議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

（会長）

続きまして、「議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

（事務局）

「議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

（会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 正一 委員より現地状況の意見を申し上げます。

（鈴木正一委員）

非常に困りました。

大小踏切●、●が宅地であり売買ができましたが、●のみが地目が農地であったため名義変更できなかったことから、このような問題になっております。

隣との境界は柵があるためしっかりしております。

大小踏切●は庭みたいになっており、所々でキウイフルーツやニンニクの栽培をしておりますので、農地と言えるかはわかりませんが、土地は管理されておりきれいにしてありました。

農地取得の下限要件が撤廃されたため、農地が買えるようになったから自分の土地にするといったもので、許可してもらった方がいいと思います。

（会長）

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉 輝代 委員の意見を申し上げます。

(和泉輝代委員)

鈴木委員の言うとおりです。

境界がしっかりしており、管理もしっかりされておりました。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第３７号 農地法第３の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第３７号 農地法第３の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第３８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第３８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第３８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」地区推進委員 小針 喜美司 委員より現地状況の意見をお願いします。

(小針喜美司委員)

申請地はケアハウス泉崎の前の空き地でありまして、説明があったとおり西側が駐車場、北側・東側・南側が道路になっております。

水利の排水ですが南側の側溝を利用するということで問題ないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 大森 秀樹 委員の意見ををお願いします。

(大森秀樹委員)

小針推進委員の言うとおりの問題ないと思います。

境界もしっかりしていますし、雨水も村道沿いのU字溝があります。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(箭内一美委員)

金山●の地権者はケアハウスですか。

(事務局)

ケアハウスです。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 小針 喜美司 委員は欠席になりますので、担当農業委員 菊地 信治 委員より現地状況の意見をお願いします。

(菊地信治委員)

現場は前回伐採計画をもちまして、その時に一時転用を受けております。その後処理もしっかり行われていましたので、工事に関しての問題は出ないと思います。

特にこの地点は災害危険箇所になっておりまして、伐採した箇所の土をとりたいということで遠隔操作するバックホーンで危険な作業を行うということであり、この場所を借りなければ厳しいとのことだったので、皆様許可の方よろしくをお願いします。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(大野厚海委員)

今回の申請面積と事業に使用する面積が異なっている理由は何ですか。

(事務局)

41番先の道の一部である12.57㎡を併用地としており、事業の面積に併用地の分を含んでいるためです。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(午後：2時18分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

地目変更登記（法務局からの照会）について

令和8年7月20日以降の定例総会について

農業委員会送別会について

国農業新聞について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、事務局より追って連絡があります。

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村7月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：14時48分)